

使用前確認証

原規規発第 2401191 号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

令和 5 年 1 1 月 2 8 日付け令 0 5 原機(科臨) 0 1 7 をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 2 8 条第 3 項の規定に基づき確認したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 3 2 年総理府令第 8 3 号）第 3 条の 6 の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和 6 年 1 月 19 日

原子力規制委員会